

平成24年4月1日
制 定

宮崎大学医学部附属病院「臨床倫理指針」

宮崎大学医学部附属病院は、患者さんの権利を尊重し、臨床の場における倫理の原則を下記のように定め、患者さんにとって最善と思われる安全・安心な医療を、公平・公正に提供するよう心がけます。

1) チーム医療のもと、医学的適応を確認し、最善の医療を行います。

○患者さんの病歴、診断、予測される予後から治療目標を設定し、最も適切と思われる治療方法を示します。

○チーム医療を原則とし、医師と医師、医師とコメディカルが十分な意見交換を行います。

2) 患者さんの意向を尊重します。

○治療や検査は十分な説明と話し合いを行った上で、患者さんの自己決定権を尊重して決定します。

○患者さんに判断能力がない場合には、ご家族や代理人などに患者さんの意向を推定し代理決定をして頂けるように支えます。

○治療や検査を拒否された場合はその理由を検討し、最善の治療を一緒に考えます。

○十分に納得した最善の治療を患者さんに選択して頂くために「セカンド・オピニオン」の機会を保障します。

3) 患者さんの生活の質（QOL）を考えた医療を行います。

○最善の治療を踏まえながら、患者さんの自分らしい生活の質（QOL）が保たれるようしっかり話し合いを行います。

○在宅療法や緩和ケアなども必要に応じて計画し提示します。

○在宅で介護を担当されるご家族の負担を軽減するための話し合いも行います。

4) 患者さんを取り巻く状況を把握し配慮した上で医療を提供します。

○患者さんの経済状況や宗教等にも配慮をした上でご納得の得られる方法を考えます。

○患者さんの治療に際してご家族の状況についても配慮します。

○その際、医療者の守秘義務を遵守します。

5) 患者さんの人権や、人間としての尊厳に関わる問題については「臨床倫理委員会」に

おいて十分に検討を行い、委員会での審議結果を踏まえた医療を提供します。